

議案第 7 5 号

飯能市地区行政センター条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地区行政センター条例（平成 2 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号ア中「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで」を「午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで」に改め、同条第 2 号ア中「午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで」を「午前 9 時から午後 9 時まで」に改める。

第 1 4 条中「次の各号のいずれかに該当する場合は」を「公用又は公益上特に必要があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 1 3 条関係）

区分	室名	使用料（1 時間当たり）
飯能中央地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	3 0 0 円
	第 3 会議室	3 0 0 円
	第 4 会議室	3 0 0 円
	第 5 会議室	3 0 0 円
	第 6 会議室	3 0 0 円
	第 7 会議室	2 0 0 円
	和室（1 号）	3 0 0 円
	和室（2 号）	3 0 0 円
	茶室	2 0 0 円
	展示場ホール	5 0 0 円
	集会室	1, 0 0 0 円
	調理室	4 0 0 円
第二区地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	2 0 0 円

	第 3 会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	調理室	4 0 0 円
富士見地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	3 0 0 円
	第 3 会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	集会室	8 0 0 円
精明地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	2 0 0 円
	第 3 会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	視聴覚室	2 0 0 円
	集会室	8 0 0 円
	調理室	4 0 0 円
双柳地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	多目的室	3 0 0 円
	集会室	8 0 0 円
	調理室	4 0 0 円
加治地区行政センター	会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	集会室	5 0 0 円
	調理室	4 0 0 円
加治東地区行政センター	第 1 会議室	3 0 0 円
	第 2 会議室	3 0 0 円
	和室	3 0 0 円
	集会室	8 0 0 円

	調理室	400円
美杉台地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	和室	300円
	視聴覚室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
南高麗地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	200円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
吾野地区行政センター	会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
東吾野地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
原市場地区行政センター	和室	300円
	ボランティアビ ューロー	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
名栗地区行政センター	第1会議室	300円

	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	工作室	300円
	多目的室	300円
	集会室	500円
	調理室	400円
名栗地区行政センター 分館あすなろ会館	会議室	300円
	和室	200円
	多目的ホール	800円
	調理室	400円
名栗地区行政センター 分館ふるさと会館	会議室	300円
	和室	300円
	多目的ホール	500円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市地区行政センター条例第6条第2号ア、第14条及び別表の規定は、令和8年6月1日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市地区行政センター条例新旧対照表

改正後

(業務時間等)

第6条 地区行政センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 行政サービス業務

ア 業務時間 午前9時から午後4時30分まで

イ 省略

(2) 地域活動支援業務

ア 業務時間 午前9時から午後9時まで

イ 省略

(使用料の免除)

第14条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

別表 (第13条関係)

区分	室名	使用料 (1時間当たり)
飯能中央地区行政センター	第1会議室	300円

改正前

(業務時間等)

第6条 地区行政センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 行政サービス業務

ア 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 省略

(2) 地域活動支援業務

ア 業務時間 午前8時30分から午後10時まで

イ 省略

(使用料の免除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) まちづくり活動を行うとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

別表 (第13条関係)

区分	室名	使用料			備考
		午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
飯能中央地区	第1会議室	500円	750円	1,000円	冷暖房装置

第2会議室	300円
第3会議室	300円
第4会議室	300円
第5会議室	300円
第6会議室	300円
第7会議室	200円
和室（1号）	300円
和室（2号）	300円
茶室	200円
展示場ホール	500円
集会室	1,000円
調理室	400円
第1会議室	300円
第2会議室	200円
第3会議室	300円
和室	300円
調理室	400円
第1会議室	300円

行政センター	第2会議室	500円	750円	1,000円	を備える地区行政センターにあつては、それらの装置の使用期間中における使用料は、5割増とす。
	第3会議室	500円	750円	1,000円	
	第4会議室	500円	750円	1,000円	
	第5会議室	500円	750円	1,000円	
	第6会議室	600円	900円	1,200円	
	第7会議室	300円	450円	600円	
	和室(1号)	400円	600円	800円	
	和室(2号)	400円	600円	800円	
	茶室	200円	300円	400円	
	展示場ホール	1,000円	1,500円	2,000円	
第二区地区行政センター	集会室	2,000円	3,000円	4,000円	
	調理室	600円	900円	1,200円	
	第1会議室	500円	750円	1,000円	
	第2会議室	300円	450円	600円	
	第3会議室	600円	900円	1,200円	
富士見地区行政センター	和室	400円	600円	800円	
	調理室	500円	750円	1,000円	
	第1会議室	600円	900円	1,200円	

	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
精明地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	200円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	視聴覚室	200円
	集会室	800円
	調理室	400円
双柳地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	和室	300円
	多目的室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
加治地区行政センター	会議室	300円

政センター	第2会議室	600円	900円	1,200円
	第3会議室	400円	600円	800円
	和室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
精明地区行政センター	第1会議室	500円	750円	1,000円
	第2会議室	300円	450円	600円
	第3会議室	600円	900円	1,200円
	和室	600円	900円	1,200円
	視聴覚室	300円	450円	600円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
双柳地区行政センター	第1会議室	600円	900円	1,200円
	第2会議室	600円	900円	1,200円
	和室	600円	900円	1,200円
	多目的室	500円	750円	1,000円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
加治地区行政	第1会議室	500円	750円	1,000円

	和室	300円
	集会室	500円
	調理室	400円
加治東地区行政 センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
美杉台地区行政 センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	和室	300円
	視聴覚室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
南高麗地区行政 センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	200円

センタ 二	第2会議室	400円	600円	800円
	和室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,000円	1,500円	2,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
加治東地区行政 センター	第1会議室	500円	750円	1,000円
	第2会議室	400円	600円	800円
	和室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
美杉台地区行政 センター	第1会議室	500円	750円	1,000円
	第2会議室	500円	750円	1,000円
	和室	600円	900円	1,200円
	視聴覚室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
南高麗地区行政 センター	第1会議室	500円	750円	1,000円
	第2会議室	600円	900円	1,200円
	第3会議室	300円	450円	600円

	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
吾野地区行政センター	会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
東吾野地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	集会室	800円
	調理室	400円
原市場地区行政センター	和室	300円
	ボランティアビューロー	300円
	集会室	800円
	調理室	400円

	和室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
吾野地区行政センター	会議室	600円	900円	1,200円
	和室	400円	600円	800円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
東吾野地区行政センター	第1会議室	600円	900円	1,200円
	第2会議室	500円	750円	1,000円
	第3会議室	500円	750円	1,000円
	和室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
原市場地区行政センター	和室	600円	900円	1,200円
	ボランティアビューロー	600円	900円	1,200円
	集会室	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円

名栗地区行政センター	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	和室	300円
	工作室	300円
	多目的室	300円
	集会室	500円
	調理室	400円
名栗地区行政センター分館あすなろ会館	会議室	300円
	和室	200円
	多目的ホール	800円
	調理室	400円
名栗地区行政センター分館ふると会館	会議室	300円
	和室	300円
	多目的ホール	500円

名栗地区行政センター二	第1会議室	500円	750円	1,000円
	第2会議室	500円	750円	1,000円
	第3会議室	600円	900円	1,200円
	和室	400円	600円	800円
	工作室	500円	750円	1,000円
	多目的室	600円	900円	1,200円
	集会室	1,000円	1,500円	2,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
名栗地区行政センター分館あすなろ会館	会議室	400円	600円	800円
	和室	200円	300円	400円
	多目的ホール	1,500円	2,250円	3,000円
	調理室	500円	750円	1,000円
名栗地区行政センター分館ふると会館	会議室	400円	600円	800円
	和室	600円	900円	1,200円
	多目的ホール	1,000円	1,500円	2,000円